

よる差異も、他の特徴を規定するものではない。

ろ号陪冢出土の埴輪 基本的には、他と同じ形態を示す。6は外面調整に縦刷毛を用いるが、器壁は薄い。14は底部外面に凹みを有するもので、粗い叩きを施す。16は刷毛目工具の停止痕を残す。(土生田純之)

宇度墓外堤外法石垣改修工事箇所調査

前方部北西隅の外堤外法の石垣が数年前から孕みをきたし、隣接民家が危険な状態となったので、その改修工事を実施した。

調査は、昭和五十九年三月十五日から十七日までの旧石積除去及び基礎掘削に立会って行った。その際、北側をA地点、南側をB地点と名づけた(第16図)。



第21図 宇度墓の出土品(2) (1/4)

土層はA・B両地点で共通しており、石積除去部では裏込めの礫層を確認したにすぎない。掘削部では
○・六メートル程掘り下げたが、表土下は黒褐色砂質土層となる。一部ではさらにこの下が粘質に変化することを確認した。遺物は、埴輪二五点と陶器一点、瓦二点の計二八点で、うちB地点出土のものは埴輪四点だ

けである。これらは掘削部の各処から出土したが、いずれも摩耗の激しい小片である。

埴輪(第21図1・2) 1は硬質で、内外赤褐色を呈す。調整は外面を叩き、内面は縦の撫でによる。2は埴質で黄褐色を呈し、外面に叩きが認められる。(土生田純之)

光雲寺内久邇宮墓地土塀改修その他工事箇所調査

光雲寺内久邇宮墓地(第22図)の土塀が破損し、一部崩壊したので改修し、合わせて正門・燈籠・石柵を移設改修することとなった。そこで、昭和五十八年九月八日から十七日までの基礎掘削中に立会調査を実施した(第23図)。

土塀改修部は、幅〇・六〇・六〇・九メートル、深さ〇・三〇・六メートルの溝を四六メートルにわたって掘削した。幅・深さともに従来の土塀基礎の範囲を上回るものではなかったために、攪乱層、盛土層、在来基礎の間知石等を確認したにすぎない。

門柱は、幅〇・六〇・八メートル、深さ〇・八メートルの坑を、燈籠は、東西とも幅〇・六メートル、深さ〇・四メートルの坑を、また石柵は、幅〇・四〇・六メートル、深さ〇・四メートル、長さ七メートルの溝を、それぞれ図の位置に基礎掘削した。

以上の土相は、土塀改修部と同じである。(茶谷尚三・辻井忠則)